

京都市生活保護法等施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第64号

京都市生活保護法等施行細則等の一部を改正する規則

(京都市生活保護法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(保護の開始又は変更の申請)」に改め、同条第1項中「に規定する申請書」を「の規定による申請」に、「保護(保護変更)申請書(第1号様式)又は保護変更申請書(傷病届)(第2号様式又は第3号様式)」を「法第24条第1項各号又は規則第1条第5項各号に掲げる事項を記載した申請書により行うもの」に改め、同条第2項中「に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(第4号様式)」を「の規定による申請は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書により行うもの」に改める。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式から第4号様式まで 削除

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第2条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「児童福祉施設入所申込書(第5号様式)」を「申込みの内容に応じ、省令第22条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項及び市長が必要と認める事項を記載した申込書」に改める。

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第3号様式から第6号様式まで 削除

(京都市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第3条 京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第5条中「身体障害者居住地・氏名変更届(第1号様式)」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 届出者の氏名及び住所又は居住地
- (2) 届出に係る身体障害者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

- (3) 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日
- (4) 氏名を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日
- (5) 居住地を移した場合にあっては、変更前及び変更後の居住地並びに変更の年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

第6条中「第7条第1項又は」を削り、「身体障害者手帳再交付申請書(第2号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所又は居住地
- (2) 申請に係る身体障害者の氏名、居住地、生年月日及び個人番号
- (3) 身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日
- (4) 申請の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第1号様式及び第2号様式を削る。

(京都市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第4条 京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する

第10条中「または」を「又は」に、「場合においては、第三者の行為による傷病届をすみやかに」を「ときは、国民健康保険法施行規則第32条の6に規定する事項及び市長が必要と認める事項を記載した届出書を速やかに」に改める。

第18条の表第三者の行為による傷病届の項を削る。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式及び第5号様式 削除

(京都市母子保健法施行細則の一部改正)

第5条 京都市母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 乳児の氏名、現在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)

第12条第2号中「日時」を「日、順」に改め、同条第5号中「及び住所地」を「住所、生年月日、個人番号及び連絡先」に改める。

第14条第1項本文中「養育医療給付申請書(第6号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先

- (2) 受療者の氏名，住所及び現在地，生年月日，性別及び個人番号
- (3) 受療者の扶養義務者の氏名，居住地，個人番号及び受療者との続柄
- (4) 受療者の被保険者証の記号及び番号並びに保険者の名称
- (5) 希望する指定養育医療機関（法第20条第5項の規定により指定された機関をいう。以下同じ。）の名称
- (6) その他市長が必要と認める事項

第14条第2項中「世帯調書（第8号様式）」を「次に掲げる事項を記載した書類」に改め，「法第20条第5項の規定により指定された機関（以下「」及び「」をいう。）」を削り，同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者及び受療者の氏名
- (2) 受療者と同一の世帯に属する者及び受療者の扶養義務者の氏名，生年月日，性別，個人番号及び受療者との続柄
- (3) その他市長が必要と認める事項

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式から第6号様式まで 削除

第8号様式を次のように改める。

第8号様式 削除

（京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第6条 京都市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の申請書には，次に掲げる書類を添えなければならない。

第2条第1項を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

法第13条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名，住所，生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
- (2) 貸付金の種類，金額（母子修学資金，母子技能習得資金，母子修業資金又は母子生活資金にあつては，金額及び期間），償還期限及び償還の方法

(3) 申請の理由

(4) 申請者と同一の世帯に属する者の氏名，生年月日及び職業又は学年

(5) その他市長が必要と認める事項

第10条中「母子家庭・父子家庭・寡婦日常生活支援供与申請書（第6号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め，同条に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名，住所，生年月日，個人番号及び職業

(2) 申請の理由

(3) 申請者と同一の世帯に属する者の生年月日，個人番号及び職業又は学年

(4) その他市長が必要と認める事項

第12条第1項及び第2項を次のように改める。

第2条第1項及び第2項の規定は，法第31条の6第1項の規定による父子福祉資金の貸付けの申請について準用する。この場合において，第2条第1項第2号中「母子修学資金，母子技能習得資金，母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「父子修学資金，父子技能習得資金，父子修業資金又は父子生活資金」と，同条第2項第4号中「第8条第5項」とあるのは「第31条の6第5項」と読み替えるものとする。

2 第2条第3項の規定は，法第31条の6第3項の規定による父子福祉資金の貸付けの申請について準用する。

第12条第3項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第14条を次のように改める。

(父子家庭日常生活支援事業の供与の申請)

第14条 第10条の規定は，法第31条の7第1項の規定による父子家庭日常生活支援事業の供与の申請について準用する。

第16条第1項及び第2項を次のように改める。

第2条第1項及び第2項の規定は，法第32条第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けの申請について準用する。この場合において，第2条第1項第2号中「母子修学資金，母子技能習得資金，母子修業資金又は母子生活資金」とあるのは「寡婦修学資金，寡婦技能習得資金，寡婦修業資金又は寡婦生活資金」と，同条第2項第4号中「第8条第5項」とあるのは「第37条第5項」と読み替えるものとする。

2 第2条第3項の規定は，法第32条第2項の規定による寡婦福祉資金の貸付けの申請について準用する。

第16条第3項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第18条を次のように改める。

(寡婦日常生活支援事業の供与の申請)

第18条 第10条の規定は、法第33条第1項の規定による寡婦日常生活支援事業の供与の申請について準用する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第3号様式(表面)中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

(京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第7条 京都市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第8条中「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書(第1号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所又は居住地
- (2) 申請に係る精神障害者の氏名、居住地、生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)
- (3) 令第9条第1項の規定による申請又は法第45条第4項の規定による認定の申請にあっては、精神障害者保健福祉手帳の交付番号及び有効期限
- (4) その他市長が必要と認める事項

第9条中「精神障害者保健福祉手帳変更届(第2号様式)」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 届出者の氏名及び住所又は居住地
- (2) 届出に係る精神障害者の氏名及び個人番号
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付番号及び有効期限
- (4) 氏名を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日
- (5) 居住地を移した場合にあっては、変更前及び変更後の居住地並びに変更の年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

第10条中「精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（第3号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所又は居住地
- (2) 申請に係る精神障害者の氏名，居住地，生年月日及び個人番号
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付番号及び有効期限
- (4) 申請の理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式から第3号様式まで 削除

(京都市介護保険規則の一部改正)

第8条 京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第16条本文中「，特例特定入所者介護サービス費」を削り，「，特例介護予防サービス計画費又は特例特定入所者介護予防サービス費」を「又は特例介護予防サービス計画費」に，「介護保険居宅介護サービス費・特例居宅介護サービス費・地域密着型介護サービス費・特例地域密着型介護サービス費・居宅介護サービス計画費・特例居宅介護サービス計画費・施設介護サービス費・特例施設介護サービス費・特定入所者介護サービス費・特例特定入所者介護サービス費・介護予防サービス費・特例介護予防サービス費・地域密着型介護予防サービス費・特例地域密着型介護予防サービス費・介護予防サービス計画費・特例介護予防サービス計画費・特定入所者介護予防サービス費・特例特定入所者介護予防サービス費支給申請書(第7号様式)」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 被保険者の氏名，住所，生年月日及び被保険者証の番号
- (3) 申請の理由
- (4) 支払金額
- (5) その他市長が必要と認める事項

第16条に次の1項を加える。

- 2 特例特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第83条の8第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に当該被保険者が受けたサービスに係る領

収証及び当該サービスの内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、法第51条の3第4項又は第61条の3第4項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われたときは、この限りでない。

第23条第1項中「介護保険利用者負担額減免及び特定負担限度額認定申請書（第14号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別及び被保険者証の番号
- (3) 減免の認定を受けようとする被保険者が指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあつては、次に掲げる事項
ア 当該指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている指定介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地
イ 被保険者が当該指定介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第23条第2項を次のように改める。

2 規則第172条の2において読み替えて準用する規則第83条の5の規定による認定を受けようとする被保険者は、規則第172条の2において読み替えて準用する規則第83条の6第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を、区長に提出しなければならない。

第7号様式から第11号様式までを次のように改める。

第7号様式から第11号様式まで 削除

第13号様式及び第14号様式を次のように改める。

第13号様式及び第14号様式 削除

(京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市特例児童扶養資金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中「特例児童扶養資金償還免除申請書（別記様式）」を「次に掲げる事項を記

載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者の氏名，住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号
 - (2) 償還の免除額
 - (3) 申請の理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 別記様式を削る。

附 則

この規則は，平成28年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)